

監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 31 日

公益財団法人大阪府私学総連合会
理 事 会 御 中

公益財団法人大阪私学総連合会

監事

宮 脇 道 子



監事

柳 橋 雅 廣



監事

釜 谷 等



私ども 3 名は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの事業年度について、下記のとおり監事監査を実施したので報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

(1) 会計監査について

会計監査人から監査報告を受け、財務諸表及び附属明細書並びに財団目録（以下「財務諸表」等という。）の適正性を検討した。

(2) 業務監査について

理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務状況を監査した。

2 監査の結果

(1) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であり、財務諸表等の適正性について、とくに問題となる事項は認められなかった。

(2) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制については、会計監査人よりの通知のとおり適切であると認める。

(3) 事業報告書の内容については、特に問題となる事項は認められなかった。

(4) 理事の業務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な過失は認められなかった。

平成29年度 監査結果概要報告書

公益財団法人大阪府私学総連合会

理事長 野 田 賢 治 殿

平成30年5月31日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 悦 子
業 務 執 行 社 員



指定有限責任社員 公認会計士 池 田 剛 士
業 務 執 行 社 員



貴法人ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、貴法人の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表等及び財産目録の監査を行い、平成30年5月31日付にて、財務諸表等について無限定適正意見を、また、財産目録について我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されていると認める旨の意見を付した監査報告書を提出する予定です。

ここで当監査法人が実施した監査の概要その他の監査に関連する事項をご報告します。

なお、監査業務における当監査法人の責任は、理事者が作成する財務諸表等に対して独立の立場から監査意見の結論を形成し表明することであり、当監査法人は、貴法人の理事者に代わって貴法人の財務諸表等を作成するものではありません。また、監事に代わって財務報告プロセスを監視するものでもありません。

(注) 本報告書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第108条第2項に基づき、当監査法人から、公益財団法人大阪府私学総連合会の理事に監査の結果の概要を説明すること及び同理事とコミュニケーションを行うことを目的としたものであり、監査基準等の要求事項に対応する項目も含まれています。本報告書を理事以外へ提示する場合には、監査契約書に記載された要件に該当する場合を除いて、当監査法人より書面による許諾が必要となりますので、提示を希望される場合には、必ず事前に業務執行社員までご相談ください。